

平成 25 年度 第 3 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 25 年 9 月 10 日（火）17:00～18:00

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 岸村委員 草野委員 村岡委員 吉山委員
（総務省）濱西年金業務監視委員会事務室長 白岩総務課長 永留評価監視官
（厚生労働省）樽見年金管理審議官 赤澤事業企画課長 大西事業管理課長
土屋大臣官房監察室長
（日本年金機構）水島理事長 薄井副理事長 松田理事 峯村経営企画部長
向山年金給付部長 白坂再裁定・時効特例室長

4 議事次第

- 厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング
 - ・前々回の委員会開催後の時効特例給付のその後の経過

5 会議経過

- 時効特例給付の問題に関するその後の経過について、厚生労働省及び日本年金機構から、資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような質疑応答があった。

- ・時効特例専用ダイヤルについて、相談内容が複雑なため専門の職員を配置し、その場で回答ができない場合は、折り返し回答するという話であったが、そのような事案の照会はあったかとの質問に対して、基本的には年金記録を確認の上、折り返し回答しているところであるが、その対応によっても更なる確認を必要とするケースが、少ないながらもある。年金機構としては、相談者の納得が得られるよう対応を行っているとの回答があった。
- ・時効特例給付を過払いしているケースはあったかとの質問に対して、現在、検証作業を進めているが、これまでのところ、過払いのケースは判明していないとの回答があった。
- ・コンプライアンス対応については、本年度第 1 回委員会で年金業務に関する社会的要請に応えるという観点からは問題があったことを指摘しているところである。コンプライアンス対応の改善について、職員の問題意識をしっかりと受け止めるために、具体的にどのような対応が行われているのかとの質問に対して、コンプライアンス対応については、副理事長がまず対応することとなっているが、7 月からは、理事長及び副理事長で内容を確認し担当者に指示するというかたちで対応することとしている。「理事長への声」については、従来から理事長に相談し検討して回答していたが、現在は回答の際に理事長が署名することとしており、年金機構業務全般について、コンプライアンスの観点に立った取組をさらに強化していきたいとの回答があった。

- 「時効特例給付の業務実態等に関する調査委員会」の報告書公表後に、情報提供者から委員長宛てに寄せられた問題の指摘について、郷原委員長から、以下のとおり、発言があった。

情報提供者からは、①当初から年金機構内部で主張してきた時効特例法の解釈が、報告書で採用されず検討もされていないこと、②報告書で年金機構のコンプライアンス対応が「特段、不当ないし不適切として指摘すべき事実・事項は認められない」とされていること、③上記問題提起に含まれない年金機構の運用上の問題の指摘があったところである。

①については、当委員会は、厚生労働省及び年金機構における年金業務の運用について監視を行うべき立場であり、年金に関する法解釈を検討すべき立場ではない。また、調査委員会の調査過程で、厚生労働省は法解釈について見解を示しており、当委員会は、厚生労働省の同解釈を前提に、年金業務の運用に関して、不統一・不公平な事務処理について、年金機構に対し問題を指摘している。

②については、報告書では年金機構の規程上、法令遵守の観点から特段の問題はなかったと判断が示されているが、本年度第1回委員会で「社会的要請に応える」というコンプライアンスの観点から重大な問題があったとして改善を要請するなど、当委員会としてコンプライアンス上の問題を指摘している。

③の運用上の問題は、厚生労働省及び年金機構に確認したところ、情報提供者が指摘する各点には何ら問題はないものと認められた。

したがって、上記の指摘を当委員会として取り上げ、調査・審議の対象にする必要はないことを委員長として判断しているところであるが、厚生労働省からの説明と各委員の意見を伺いたい。

上記の発言に対し、厚生労働省から以下の説明があった。

①については、情報提供者は、時効特例法の解釈において、記録訂正の有無で判断すべきであって、本人や行政側の責任を考慮すべきでないのに、年金機構は時効特例法の支給判断に当たり、帰責性を考慮するような取扱いが行われていると指摘している。厚生労働省としては、時効特例給付の支給に当たり、時効特例法の趣旨を踏まえ、記録訂正の有無で判断するという事としており、記録訂正の背後にある請求者や行政側の責任を考慮しないということと考えており、当該考えに基づき検証作業も進めているところである。②については、先ほど委員長からお話があったところである。③は、時効特例法とはまったく別の問題であり、亡くなった方に年金の過払いがあった場合の返還請求を相続人に対して行う際に、既に亡くなった方への裁定取消処分を行わないようにするという運用の変更を行ったものであり、年金機構の運用に問題はない。

上記の委員長の発言及び厚生労働省の説明に対し、以下のような意見があった。

- ・ 時効特例法の規定がやや曖昧でいろいろな解釈の余地を残していたということだと思うが、統一的な処理をするためには解釈を決めなければならない。それは厚生労働省で判断したことだと思うが、それに従って統一的な処理が行われれば、特段の不公平は生じないと考えられ、今回の問題においては、やむを得ない選択ではなかったかと思う。そのような流れの中で引き続きいろいろなことが議論されていると理解しているとの意見があった。

- ・ 時効特例法は法の成立から施行まで非常に短期間であり、運用の適正化に向けた準備が十分にできなかった、解釈の問題でも難しい問題が残ったというような可能性が報告書で指摘されている。また、今回の問題提起に対して、厚生労働省から法解釈が示されるまで、相当な期間を要していることも、法の定める支給要件の解釈が容易ではないことを示している。情報提供者の指摘が全くありえない解釈ではないとしても、少なくとも今の年金業務の在り方として、厚生労働省の解釈を前提にして対応していくということに問題があるとは必ずしも考えていないとの意見があった。
- ・ 時効特例法自体が緊急に制定されたもので、実際の事例を想定しきれないまま動き出してしまったということで、解釈の違いは生じてくるものだと感じている。厚生労働省あるいは情報提供者の解釈にそれぞれ一理あると思っており、どちらが正しくてどちらが間違いだとは言い切れないと感じている。ただし、今後の対策として、厚生労働省から文書により解釈を統一していくという話があったので、今まで出てきた事例を基に判断がぶれないような対処をしてもらいたいとの意見があった。
- ・ 今回の問題を国民に対して分かりやすく説明をすることは、年金機構及び厚生労働省の責任である。是非、分かりやすい言葉できちんと説明してもらいたいとの意見があった。
- ・ 早い段階で問題を捉えるような体制が、果たして取られていたのかという疑問がある。不統一・不公平が生じないように業務に取り組んでもらうとともに、問題を早く察知するということにも力を注いでもらいたいとの意見があった。
- ・ 年金制度は、国民に等しく適用する制度である。法律の解釈において、一つの事例の解釈が全体に影響を与えるという認識を持って、業務に当たってもらいたいとの意見があった。

○ 委員会の終わりに、郷原委員長から、報告書公表後の情報提供者から問題の指摘について、当委員会として調査・審議の対象としないことについて出席委員全員の了承を確認した上、以下の発言があった。

今回の問題は、情報提供者から問題提起がなければ、当委員会も知り得ない問題であった。そのような意味で、監視委員会に問題提起が寄せられたことの意味は非常にあった。その中で、問題と考えられた不統一・不公平の問題について、しっかり調査し、問題が生じていないかどうかを明らかにするよう、厚生労働省及び年金機構に要請した。今回の問題は非常に専門性が高い問題であるだけに、その調査は容易ではなく、今回のように年金機構内部で外部有識者中心の委員会を設置して調査するという手法は、結果的に適正な手法だったのではないかと考えている。

年金問題は、国民に大きな関心を持たれている問題であるだけに、総務省にその業務を監視するための委員会が設けられている。今後も、そのような当委員会設置の趣旨を踏まえた対応をしていきたいと思っており、情報提供者からの問題提起については、受け止めるべきものはしっかり受け止めていきたいと思っているが、当委員会は年金業務の運用について監視を行う立場であり、年金制度に関する法解釈については検討する場ではない。時効特例給付に関連する問題への当委員会の今後の対応としては、本日説明のあった厚生労働省及び年金機構の対応が適切に行われているか評価し

ていくことが最も重要だと考えている。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)